

四万十町学校適正配置審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町学校適正配置審議会条例 平成20年 3 月21日 条例第 2 号 略 (組) 第 3 条 審議会は、委員<u>17人以内</u>で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。 (1) 児童生徒の保護者 6 人以内 <u>(2)</u> 区長会の代表者 3 人以内 <u>(3)</u> 学校長 5 人以内 <u>(4)</u> 学識経験者 3 人以内 略	○四万十町学校適正配置審議会条例 平成20年 3 月21日 条例第 2 号 略 (組織) 第 3 条 審議会は、委員<u>20人以内</u>で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。 (1) 児童生徒の保護者 6 人以内 <u>(2) 地域審議会の委員 3 人以内</u> <u>(3)</u> 区長会の代表者 3 人以内 <u>(4)</u> 学校長 5 人以内 <u>(5)</u> 学識経験者 3 人以内 略

四万十町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町支所及び出張所設置条例 平成18年 3 月20日 条例第 8 号 略 (任務) 第 3 条 支所の担当事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)、(2) 略 (3) 地域における地区（自治区）支援の拠点となること。 (4)～(7) 略 2 略 略	○四万十町支所及び出張所設置条例 平成18年 3 月20日 条例第 8 号 略 (任務) 第 3 条 支所の担当事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)、(2) 略 (3) <u>地域審議会</u>、地域における地区（自治区）支援の拠点となること。 (4)～(7) 略 2 略 略